# 資料①

令和元年度第2回 横浜市公共事業評価委員会

# 【水道-1】再評価<br/> 西谷浄水場再整備事業<br/> (水道局)

# (様式3)

### 公共事業再評価調書 (案)

公共争兼冉評恤詢青(条)								
番号	水道-1 事業担当局課 水道局			計画課				
事業名	西谷浄水場再整備事業				採択年度	平成 27 年度		
施工場所	保土ケ谷区川島町 522 番地					経過年数	4年	
	-	西谷	净水場	房再整備事業は、「1水源1浄水場」「自	然流	下系 ※の優タ	た」の方針に基	
	づき、							
	①耐震性が不足しているろ過池の更新							
	②水源水質の悪化にも対応できる粒状活性炭処理の導入							
	③相模湖系統の水利権水量の全量処理を可能とするための浄水処理能力の増強							
	を主な事業内容としています。							
		※水》	原から	浄水場へ水を送る際にポンプを使用しない	<b>浄水場</b>	易のことで、	本市では西谷浄	
		水块	昜と川	井浄水場が該当します。				
				当初(事業採択時)(平成27年度)	変	き 更 (平成	30 年度)	
	4	事業其	A E E	設計期間:平成28~29年度 設		计期間:令和	□2~3年度	
	7	未分	打[甲]	工事期間:平成30~令和7年度 工		□事期間:令和4~22年度		
	事業	事 合 計		250 億円		681 億円		
		玉	費	_		_		
	費	市	費	250 億円		681 億	意円	
				当初(平成27年度事業採択時)には、①ろ過池の更新と②粒状活				
				性炭処理施設の新設のみを事業範囲としていました。				
目的及び				しかし、自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大し、 <u>相</u>				
事業概要			模湖系統の水利権水量の全量処理を早期実現するため、導水路、浄					
				水処理、排水処理まで全体最適の視点で検討を進め、事業範囲を浄水				
				処理施設、排水処理施設に拡大しました。(平成30年9月)				
				净水処	理施設	-		
	変更内容			着水井				
				i it ch	**************************************	////////////////////////////////////	(池(休止中) // 過池 ①	
			雪容				The same of	
			1,11.	3号配水池				
				本館管理棟			ろ過池 ] 活性炭	
						施設②		
				排水処理施設		TITIO		
						2号配水池	.   [ ]	
					1			
						象施設		
			/ 100		業範囲(浄水処理 ************************************			
					業範囲(排水処理	型)他高安)		
				図 1 西谷浄水場再整備の事業範囲				

平成18年7月に策定した、「横浜水道長期ビジョン・10か年プラン」では、浄水場の再整備の考え方を次のように示しています。

水質・水圧の面で有利な自然流下系の浄水場を優先的に使うとともに、3つの浄水場を2つに統合し効率化すること、また、原水水質により最適な浄水処理が異なることから、水処理を容易にするために1浄水場につき1系統の水源の水を処理することを原則とします。

この考え方に基づき、川井浄水場は、膜ろ過方式を取り入れて再整備し、平成26年4月から稼働しています。鶴ケ峰浄水場は平成26年3月に廃止しました。西谷浄水場については、粒状活性炭処理を導入し、相模湖系水利権水量全量(39.4万m³/日)を浄水処理できるよう再整備の検討を進めています。

表1 水源系統と対応する浄水場

水源系統	導水 方式	浄水場(統廃合前 ⇒ 統廃合後)
道志川	自然	川井浄水場 <b>⇒ 川井浄水場</b>
系統	流下系	西谷浄水場 (H26 年度~)
相模湖系統	自然流下系	川井浄水場 鶴ケ峰浄水場 <b>⇒ 西谷浄水場</b> 西谷浄水場 (H26 年度鶴ケ峰廃止)
馬入川 系統	ポンプ 系	小雀浄水場 ⇒ 当面変更無し

上位計画等



図2 本市の浄水場と水源系統

この考え方を引き継ぎ、平成 28 年 3 月に策定された「横浜水道長期ビジョン」にも、表 2 に示す取り組みの方向性と、それぞれ具体的な内容が示されています。

		主の 長畑でジュン	(水片 20 年 2 日)	ファナンナフ 田夕		
			(平成 28 年 3 月)		Bの方同性 	
		取組の方向性	具体的な内容			
		安全で良質な水   西谷浄水場は原水水質に適し			に処理方法を	
		導入して再整備を進める <b>※実にみいた</b>				
		災害に強い水道	浄水場の耐震化を		ナショの <b>万</b> 上 和	
		環境にやさしい	電力に依存しなり	<b>)</b> 目然流下杀。	施設の優先利	
		水道	用を進める			
	関連事業	相模湖系導水路(川井		水場)改良事	 業	
		① お客様意識調査に	ア甘ベノーニブ			
		水道局で行ってい		でけ 「人名	烘に力かるわ	
		るべき事項(複数回				
		3つの取組の方向性				
		特に「環境にやさ				
		おり、自然流下系である西谷浄水場の給水エリアを拡大し、環境に やさしい水道システムを構築していくニーズが高まっていること				
			'ムを博楽し(いく	ニー人か高る	kの (いること	
		がうかがえます。				
		表3 お客様意識調査結果 単位:%				
			H26	H30	増減	
		安全で良質な水	81. 8	74. 4	-7.4	
		災害に強い水道	81. 1	75. 6	-5.5	
		環境にやさしい水道	25. 4	37.8	+12.4	
事業の	事業を巡る	充実した情報とサート	ゴス 11.2	13. 3	+2.1	
必要性	社会経済情	国内外における社会員	貢献 12.0	12.7	+0.7	
	勢等の変化	持続可能な経営基盤	26. 0	34. 3	+8.3	
		その他・特にない・無	回答 3.7	7.6	+3.9	
		② 大規模地震によって得られた教訓 平成 28 年に発生した熊本地震では、地下水の取水に使用しているポンプが破損し、断水が長期化しました。また、平成 30 年北海 道胆振東部地震では、浄水場やポンプ場など水道施設を含んだ大規 模停電が生じ、約6万戸の断水が発生しました。 このように、ポンプの使用や電力に依存した水道システムは地震 等の災害時に断水のリスクが高いと言えます。したがって、自然流下系の優先利用を推進する必要があります。				

#### ① 定性的事項

- ・ 施設の耐震化を図ることで、大規模地震時にも安定的な浄水処理・給水が可能となります。
- ・ 粒状活性炭施設により、常時活性炭での処理が可能となるため、 これまで以上に安全・安心な水を安定的に供給できます。
- ・ 西谷浄水場の処理能力を増強することで、自然流下系の水を最大 限活用した、環境にやさしい水道システムを構築できます。

表 4 再整備前後の処理能力 (参考)

	再整備前	再整備後
西谷浄水場 処理能力	35.6万m³/日*	39.4万m³/日

<sup>※</sup>導水能力が不足しているため実質給水能力は約26.5万m3/日

#### ② 定量的事項

・ マニュアルによる B/C (費用便益比) の算出

表5 事業採択時と現在におけるB/Cの比較

## 事業の投資 効果・ 事業効果等

	事業採択時	変更
	(平成 27 年度)	(平成 30 年度)
ろ過池の更新 (全量処理)	5. 5	1.5
粒状活性炭処理施設の新設	15. 7	12.8
排水処理施設の整備	_	7. 1

「水道事業の費用対効果分析マニュアル(厚生労働省)」を用いて計算 費用便益比の基準値は B/C≥1.0 「水道事業の費用対効果分析マニュアル」

事業実施に伴う便益の考え方は次のとおり。

#### ・ ろ過池の更新及び排水処理施設の整備

西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が、災害時の一次復旧期にあたる7日分の飲 用水を、独自に備蓄する費用を回避できるものとして、便益を算出した。

変更時のB/C は、粒状活性炭処理施設と排水処理施設以外のコストを全て相模湖系 水利権水量の全量処理に向けたコストと考えた。

既存のろ過池で地震による破壊が発生した場合、修繕、構造物の消毒、ろ過砂の洗浄、試運転などが必要となり、運用開始までの30日分以上の飲用水等の備蓄が必要と考えられるが、事業採択時の考え方に則ってB/Cを算出した。

#### ・ 粒状活性炭処理の新設

西谷浄水場の給水エリアにおいて、市民が独自に行う水質改善費用(煮沸消毒、浄水器設置、ボトルドウォーター購入、ウォーターサーバー設置)を回避できるものとして便益を 算出した。

	事業進ちょく	相模湖系の水利権水量を早期に全量処理できるよう、浄水処理			
	率% 施設、排水処理施設、導水路について全体最適の視点で検討し				
事業の	_	平成30年9月に整備の方向性を決定しました。			
進ちょく	用地取得率%	現在、この整備の方向性に基づき、基本計画を策定しています。			
状 況	_	また、令和元年5月には、排水処理施設をDBO方式で、9月			
	供用等の状況 には浄水処理施設をDB方式で整備することしたため、要求水道				
	_	やリスク分担の整理など、発注に向けた準備を進めています。			
	平成30年9月に決定した整備の方向性に基づき、令和元年度中に基本計画を策				
事業の課題	定します。				
及び進ちょく	また、浄水処理施設をDB方式で、排水処理施設をDBO方式で発注するため				
見込み	の公募や契約に関わる手続きを令和2年度に行い、設計工事期間を経て、浄水処				
	理施設は令和22年度に、排水処理施設は令和8年度に整備が完成できるよう事業				
	を進めていきます。				
	施工者の独自の技術やノウハウを活用することや、設計段階から施工準備(資				
その他	材発注や施工図作成等) ができることによる、コスト縮減や工期短縮が期待でき				
(コスト縮減項目等)	るため、公民連携手法により整備を進めます。				
		設 : DB方式			
No. 1 L Virginia	② 排水処理施	設 : DBO方式			
添付資料		無			
対応方針 (案)	計画通	り(上記計画を実施)※1			
	継				
	続 一部見	直し(上記計画を変更)※2			
	【見直	 し内容】			
		中止			

# 対応方針 (案) とし

た理由

事業採択時は、ろ過池と粒状活性炭処理施設のみの整備計画であったため、整備後に自然流下系の西谷浄水場を最大限活用できませんでした。

「自然流下系の優先」の方針に基づき、相模湖系統の水利権水量の全量処理を 早期に実現するため、整備範囲を浄水処理施設、排水処理施設に拡大し、事業を 実施します。

※1:既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業 についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。

※2:今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。